

中国の手形抗弁制度についての一考察（三・完）  
手形法一三条をめぐる手形抗弁理論の展開

李  
偉  
群

第一章 序論

第二章 手形抗弁の意義と特色

第三章 人的抗弁制限の法則

第一節 中国手形法一三条の趣旨

第二節 手形抗弁制限の立法意義

第三節 抗弁制限の理論的根拠

第四節 中国の判例にみる手形抗弁の制限

第四章 手形抗弁制限の例外

第一節 悪意の抗弁（以上一八〇号）

第二節 無対価の抗弁

第五章 手形抗弁の分類

第一節 物的抗弁（以上一八三号）

第二節 人的抗弁（本来的人的抗弁）

第三節 小括

第六章 日本における特殊の抗弁論

第一節 無権利の抗弁

第二節 有効性の抗弁論

第三節 小括

第七章 結びに代えて

第一節 日本における議論からの示唆

第二節 今後の課題

## 第五章 手形抗弁の分類

### 第一節 物的抗弁

2 偽造・変造の抗弁

(3) 私見—中国にも日本での議論を持ち込めるか

手形署名の偽造の場合に、偽造者が手形上の責任を負いうるか、偽造署名の追認の場合あるいは表見偽造の成立

の場合被偽造者が手形上の責任を負うべきか、また、変造されやすいの記載をした署名者が手形上の責任を負うべきかについては、中国の学説は日本の学説と対比して論ぜられる。ここ数年、中国の手形法理論は日本などの先進的理論を大いに参考にし、手形偽造における、偽造者および被偽造者の責任をめぐることも様々な議論が交された。<sup>86</sup>現代の世界各国の手形理論が互い浸透し合い、ともに進歩するということは、すでに押しとどめることのできない潮流になりつつある。したがって、中国の手形の法理論が中国の現状と需要に立脚すると同時に、積極的に合理的な諸外国の先進的理論を吸収・参照することは、市場経済が始まったばかりの中国にとってはとりわけ有意義である。殊に、前に掲げた二つの例外（偽造署名の追認、表見偽造）については、日本の学説に関する知見が大いに参考にされており、被偽造者に手形上の責任を負わせる法的理論を採用する中国学者が次第に多くなってきている。それは、中国の手形偽造の理論の充実と立法整備の点においては喜ばしい一步の前進と考えられる。

しかし、以上の日中両国手形理論の比較研究を通じての、中国手形法と日本法との大きな差異が、手形の偽造者の責任について、なお見られる。中国の学者は、手形偽造者は不法行為法上または刑事法上の責任を負うにとどまり、直接手形上の責任を負うことはないと解している。その直接の理由は、手形偽造者はその名が手形上に表示されていないので、手形の文言解釈の原則、「署名なければ責任なし」の原則からいって、偽造者に手形上の責任を負担させる基礎がない、ということにある。

これに対して日本の学説上は、手形偽造者にも手形上の責任を認めるべきであるという見解が支配的になりつつある。日本の通説は、偽造者に手形上の責任を負わすために、文言解釈の原則と、署名なければ責任なしという原則の双方を矛盾なく説明してきた。通説は、次のように述べて右の二つの障害を克服している。すなわち、手形の文言解釈の原則については、手形の文言性は善意の所持人保護の要請に出ているのであって、偽造者が文言性を理

由にその責任を否定するのは文言性本来の趣旨に反するとしている。また、「署名なければ責任なし」という原則は正常な手形取引について行なわれる原則であつて、例外的な偽造の場合に、しかも何らの保護に値しない偽造者をしてこの原則を利用せしめることは妥当でないとしている。前述のように現在日本の通説・判例は、手形法第八条の規定を類推適用して偽造者にも無権代理人と同様に手形上の責任を負わせている。

近時中国の手形法学では、日本の手形法理論が大いに参考にされているところであるが、無権代理人の手形上の責任に関する手形法第八条を偽造者にも類推適用すべきであるとの日本学説もまた中国手形法に示唆するところが大きいように思われる。しかし、中国手形法はこの有益な見解を受け入れていない。そこで、その原因がどこにあるのかを検討する必要がある。

ここ数年中国では手形詐欺事件が頻発し、そのために国家資金を損失したことはひどく金融界を困惑させた。そして、手形詐欺事件を十分に防止するために、手形法および刑法を通じて金融活動の正常な秩序を維持すべきであるとの要望が少なくなかった。このような事情のもとに、まず中国手形法第一四一条一項で手形に記載された事項は真実であることを要し、署名その他の記載事項を偽造・変造した者は法律上の責任を負わなければならないとの禁止規定が置かれた。さらに偽造手形を利用した巨額の手形詐欺事件を取り締まるために刑法改正にも乗り出した。すなわち、手形を偽造または変造した者は、中国手形法第一〇三条一号により刑事責任を追及され、その具体的な刑罰に関しては新刑法第一七七条に規定された。このような一連の立法活動を通じて、偽造者への嚴重な処罰の手段を用いて手形偽造事件の減少などの効果をあげることが大いに期待された。中国の学者の多くも、偽造者に対しその手形上の責任ないし民事上の損害賠償責任より、むしろその刑事上の責任を追及されるほうを重んじている。すなわち、偽造者が署名その他の記載事項を偽造・変造した場合には、直ちに有価証券（手形）偽造罪として中国

新刑法第一七七条が適用されることになった。そのため、この規定により上述したような多発する金融犯罪の防止をすべきであるとする考えが、この背景にあるように思われる。したがって、中国の学界では、偽造者にも手形上の責任を問うるか否かに関する議論は、十分には行われていないのが現状である。このような現状を打破するためには、中国手形法上偽造者に手形上の責任を負担させることと手形偽造の防止との関係をどう把握するのか、という課題に対する解答が明らかにされなければならない。私見によれば、偽造者に手形上の責任を負担させることと、手形偽造の防止とはけつして矛盾するものではない。逆に、偽造を有効に抑制するために、偽造者に手形上の責任を認める必要がある。仮に手形偽造者が手形上の責任を一切負わないとすれば、それは、手形偽造者が願っていた結論なのかもしれない。特に、中国では手形詐欺事件が多発しているため、それは、手形の不正利用者たる偽造者に有利になるのではないかとも思われる。

日本の通説によれば、偽造の実質が代理関係を表示しない無権代理と変わりがないことを理由に、無権代理人は手形上の義務を負うが、偽造者はこれを負わないとするのは、偽造者を不当に優遇する結果になるとされる。無権代理人の場合との均衡をとるため、偽造者も手形上の責任を負うべきである。また「不正」の面において、偽造は無権代理に類似しているので、これを類推適用できるとされる。私は、この説が妥当と考える。仮に中国の手形法第八条類推適用説の理論構成をそのまま中国に持ち込めるとすれば、つぎのような結果になる。すなわち、中国法においては、手形の偽造と無権代理は、署名の方式こそ異なるが、実体は同じであることを理由に、無権代理人の手形上の責任に関する中国手形法第五条の規定を類推適用して偽造者に無権代理人と同様に手形上の責任を負わせるべきものと解することができる。そして、このように解することは、中国手形法第五条を偽造予防の制度の一つとして位置付けることを可能にしたといえる。こうした観点からは、中国手形法第五条を偽造を行わせないための

制度の一つと見ることができると思われる。

### 3 時効消滅の抗弁

手形行為も商行為の一種であるが、一般の商行為による債権よりも短期の消滅時効が定められている。これは、手形債務が一般の債務より厳格であることを考慮し、手形債務者をこのような厳格な債務から早く解放するためとされる。中国手形法第一七条によれば、手形上の権利の時効期間は次の通りである。すなわち、為替手形と約束手形の所持人の振出人および引受人に対する権利は、満期の日から（一覽払のものは振出日から）二年をもって時効にかかる（一項一号）。これに対して、小切手の所持人の振出人に対する権利は振出日から六カ月で時効にかかる（同二号）。そして、手形・小切手の所持人の前者に対する遡求権は引受の拒絶または支払の拒絶の日から六カ月、手形・小切手の所持人の前者に対する再遡求権は支払の日または訴えを提起された日から三カ月で時効にかかる（同三号四号）。手形小切手債務について消滅時効が完成した場合は、当事者はこれを援用して抗弁しうる。

中国手形法は日本手形・小切手法における時効制度と比較して、次のような差異を指摘することができる。まず、同条に定められている消滅時効は、為替手形と約束手形に関しては、日本手形法第七〇条の時効期間三年よりかなり短くなっている。これは中国民法通則第一三五条が一般的に訴訟時効期間を二年としていることから、これに依りて、手形上の権利の時効期間も短縮されたものである。生産手段の私有制をとっている資本主義国では、債権・財産権の消滅時効は一〇年ないし三〇年間とされているが、中国は社会主義国家であるから、社会経済生活の安定のためにこの訴訟の時効期間を短くするのが望ましいとの観点から、一般の訴訟時効自体が二年とされた。<sup>89)</sup>

次に、日本手形法では、手形の最終的義務者（約束手形の振出人および為替手形の引受人）と償還義務者に過ぎ

ない者（為替手形の振出人、裏書人等）とが區別され、前者の責任を重くしているのに対し、中国法では裏書人については時効期間を短縮しているもの、為替手形の振出人については最終的義務者と同じ時効期間を定めている。しかし、為替手形の振出人が単なる償還義務者に過ぎないことを考えると、日本法のように、最終的義務者と區別したほうが合理的であろう。また、所持人の裏書人に対する償還請求権の時効期間は、日本法では拒絶証書の日付、拒絶証書の作成が免除されている場合には満期の日から起算しているが、中国法では引受拒絶または支払拒絶の日から起算しているところに差異がある。さらに、小切手に関しては、日本法では所持人の振出人等に対する遡求権は呈示期間を経過した日を時効期間の起算点としているのに対して、中国法では所持人の振出人に対する遡求権は小切手の振出日から起算している。なお、裏書人による再遡求の場合の時効期間は、その者が訴えを受けたときにはその受けた日から起算するとされているが、訴えを受けた者はまだ手形を受け戻していないから、償還請求によりその前者に対する再遡求権の消滅時効を中断することができず、仮にその償還請求訴訟が六カ月以上かかったうえ償還義務者が敗訴する場合には、その前者に対する再遡求権がすでに時効消滅しているから、償還義務者は再遡求を行うことができなくなる。そこで、このような結果を避けるために、日本手形法第八六条（小切手法第七三条）は特則を置き、前者に対し訴訟告知をすれば時効が中断され、その裁判の確定のときから再び進行を始めるとしている。これに対し、中国法ではこのような手当てがなされていない。

#### 4 権利保全手続欠缺の抗弁

満期後の遡求権行使の要件としては、実質的要件と形式的要件との二つが挙げられる。遡求の実質的要件は、満期における適法の呈示に対し、本来支払をなすべき者が支払を拒絶したことである。遡求の形式的要件は、適法の

呈示と拒絶証書もしくは不渡の理由書の取得である。手形権利者はその遡求権を保全するために、一定の保全手続を行う必要がある。手形所持人が呈示期間内に適法の引受呈示・支払呈示をしなければならないことと、遡求権を行使するときには、原則として支払拒絶証書を作成しなければならないことがそれである。そこで中国手形法は、以下のような条文を設けている。「所定の期限通りに為替手形の引受のための呈示がなかったときは、所持人は、前者に対する遡求権を失う」(中手四〇条二項)。「所持人は、手形法が定めた支払呈示期間内に、支払いのため為替手形を呈示しなければならない」(中手五二条一項)。「約束手形の所持人は、所定の期間内に支払呈示をなさなかったときは、振出人以外の前者に対する遡求権を失う」(中手八〇条)。「小切手の所持人は振出日より一〇日以内に支払のための呈示をなさなければならない」(中手九二条一項)。「所持人が拒絶証明書もしくは不渡の理由書を呈示せず、または所定の期間通りその他の適法な証明書をも呈示できないときは、前者に対する遡求権を失う」(中手六五条)。

上にみた通り、遡求権を保全するためには、手形所持人は呈示期間内に適法の呈示をしなければならない。所持人は呈示期間の徒過により遡求権そのものを失う。為替手形の振出人、裏書人、およびその保証人、約束手形の振出人、小切手の裏書人およびその保証人は所持人に対して適法な呈示がなかったことを理由に償還を拒みうる。

(二) すべての手形債務者から対抗しうる物的抗弁には、次のものが属する。

(イ) 手形上に記載された一部支払、相殺、免除、無担保文句などはもとより手形の形式不備はすべての所持人に対抗しうる。(ロ) 手形上に有害なものを記載することによって手形自体が無効となり(分割払文言の記載、また、単純支払約束・支払委託に反する記載等)、文字と数字の金額が一致しないときは手形は無効となり(中手八



条、この問題は別稿で検討する）、手形債務者が所持人に対してそれらを理由に、支払いを拒むことができる。（ハ）除権判決による手形無効、支払済による債務の消滅はすべての所持人に対抗しうる。ここでは（イ）（ロ）の抗弁に深く立ち入らず、ただ（ハ）の抗弁に対して、若干考察しておきたいと思う。

1 除権判決による手形の失効

手形を喪失した者は、喪失および支払停止の通知を適時に支払人および支払担当者に発することができる（中手一五条一項）。手形の喪失者は、喪失および支払停止の通知を発した日より三日以内に、法の定めるところにより人民法院に公示催告の申立を行ない、または支払人に対して支払請求の訴えを提起しなければならない（同条三項）。公示催告を経て、除権判決が下されると、手形が手形としての効力を失うから、手形所持人は、すべての手形債務者に対しその権利を行使できない。

手形の喪失者が喪失および支払差止の通知をすれば、喪失者が人民法院に対し、公示催告の申立をするか、支払人に対して支払請求の訴えを起こすか、いずれかを停止条件として、支払人および支払担当者は支払停止の法的義務を負うことになる（同条二項）。しかし、この後二日以内に支払人および支払担当者に人民法院の支払停止の命令を出さなければ、一三日より支払停止の通知の効力は失効する（手形管理実施弁法二〇条）。後者は、手形の所持なくして支払請求の訴えを認めるものであるが、無担保である点が特異である。台湾法第一八条は「手形を喪失した場合は、喪失者は支払差止の通知を発することができる。しかし、この通知後五日以内に支払人に公示催告の申立をした旨の証明を提出しなければならない。この提出をしない場合は、差止の通知の効力は失効する」と規定し、さらに、第一九条で、公示催告後、担保を供しての支払請求または新手形の発行請求、および手形金額の供託請求をそれぞれ認めている。後者のように、日本も、商法第五一八条に同一の規定がある。しかし、中国では、

無担保で支払請求の訴えを認めるから、乱用される可能性がある<sup>91)</sup>。

公示催告の手続・効果は、中国民事訴訟法第一九三条ないし第一九七条による。同法第一九三条によれば、公示催告の手続はつぎの通りである<sup>92)</sup>。すなわち、手形を喪失した所持人はまず人民法院に対し、手形金額や振出人、所持人、裏書人等手形上の重要な記載事項および申立の理由と事実を記載した申立書を人民法院に提出する（中民訴一九三条）。人民法院は、申立を許すべきものと認めたときには即時に手形の支払人に対し支払停止の命令を出すと同時に、受理の日から三日内に、人民法院の定める公示催告の期間（最低六〇日間）内に利害関係人が権利を人民法院に届け出るべき旨を公告する（中民訴一九四条）。支払停止命令を受けた支払人は公示催告の手続が終結するまで支払いを停止しなければならないし、また公示催告期間中における手形の譲渡行為は無効とされる（中民訴一九五条）。そして利害関係人が公示催告の期間内に人民法院に権利を届け出た場合には、人民法院は公示催告手続の終了を決定して、この旨を申立人と支払人に通知する。この場合、申立人は人民法院に対し訴えの提起をなすことができる（中民訴一九六条）。もし公示催告期間中に権利の届出をする者がいなければ、人民法院は除権判決をして、手形の無効を宣言する。そして除権判決が公告された日から申立人は支払人に対して手形の支払を求めることができる（中民訴一九七条）。

ところで、中国では、前述のように手形の喪失の救済策として大陸法系の公示催告および英米法系の支払請求訴訟の二種類を規定した。日本法は、公示催告の方法しかないが、中国法がこのように手形の喪失の場合について、支払人に対する公示催告手続以外に、英米法のように通常の訴訟手続を認めたのは、中国民事訴訟法第一九三条以下に定められている公示催告の制度が現実にはうまく機能していないことによるものである。公示催告制度が十分に機能しないことの理由としては、手形の流通範囲が広く、企業や銀行にとってその手形につき公示催告がなされ

たか否かを調べるのは困難であることである。また、民事訴訟法第一九五条二項は公示催告手続の期間中における手形の譲渡行為を無効としているため、これにより手形の流通が阻害されるといった問題もある。これらの事情から、公示催告手続のみでは関係当事者間の利害調整が適切に図れない。そこで手形法は、公示催告手続の利用の可能性を保障すると同時に、通常の訴訟手続を用いうることを明らかにして、この両者のいずれによるかは喪失者の選択に委ねたのである。<sup>69</sup>

## 2 手形権利消滅の抗弁

手形債務者によって支払がなされる場合には、手形関係は本来の目的を達し、消滅する。支払に際しては、所持人は手形に受取を証明する記載をして、かつ支払人にこれを交付しなければならぬ。所持人が銀行に取立を委託した場合は、取立銀行が取り立てた手形金額を所持人の口座に繰り入れることにより、支払の受取を証明する記載がなされたとみなされる（中手五五条）。

支払にあたり、手形の支払人は所持人に対し、手形金額の受取を証明する旨の記載をなし、手形を交付すべきことを請求できる。それは、支払済の手形が善意の取得者の手中に入り、債務者が二重払いの危険を負うのを避けるためである。債務者の支払と所持人による手形の交付とは同時履行の関係にある。しかし、手形債務者が中国手形法第五五条の規定に従わず、手形の返還を受けずに払った場合にどう対処するのかについては、学説は次のように説く。手形債務者が手形金を支払った時は、手形を回収しなかったとしても、支払は有効であるから、所持人から手形金の請求に対し支払済の抗弁をもって対抗できる。ただし、善意の第三者の手に帰したときには、手形債務者はその支払の責めを負う。<sup>64</sup> 手形上の権利も債権であるから、弁済があれば消滅する。したがって、すべての手形債務者が、支払受領者に対して手形債務消滅の抗弁をもって対抗でき、この点は日本の通説と同様に解されている<sup>69</sup>

が、日本法と異なるのは、第三者をどのような理論で保護するかということである。ここでは、次の事例をとって中国の議論と日本の議論の違いをみてみよう。

手形の主たる債務者をA、裏書人をB、所持人をCとする。Aが手形を受け戻さないでCに手形金を支払った。この場合においてCの手元に残っている手形を取得する善意の第三者Dは、どのような理論構成で保護されるか。

(1) 中国の学説は、Dの保護の法的根拠は善意取得理論に求めている。すなわち、この説によれば、債務者Aが所持人Cに手形の受戻しをしないで支払った場合、支払を受けたCは無権利者となるから、Dの権利取得は中国手形法第一二条の善意取得によって認められるにすぎない。つまり、Dは善意取得の保護を受けるためには、善意でありかつ重過失がないことを要する。<sup>69</sup>しかし、Aが手形を回収しないでCに支払ったときも、CのAに対する権利は消滅するとの立場を前提とする場合には、Cのもとには善意取得の対象となるべき権利は全く存在しないのであるから、Dが手形上の権利を善意取得する余地はない。善意取得は権利の帰属の問題だからである。この説は、存在せず、したがって、誰にも帰属していない権利を善意取得の問題として処理すること、理論的矛盾を示している。

(2) これに対し日本の学説は、上のような問題をいかに矛盾なく説明するかに腐心している。学説は、次のように述べて上述のハードルをクリアーしている。すなわち、債務者Aの支払によって権利は消滅したが、所持人Cのもとにまだ手形上の権利が存在するとき外観が存在する。この権利の外観を信じた者Dのために、一度は消滅した手形債権の再発生を認める方向で議論すべきであるとする。つまり、権利外観法理を適用して、権利の外観を信じたDは、その権利の外観の発生に原因を与えた者の不利益において保護されるべきである。権利の再発生に原因を与えたのは、回収すべき手形を回収しないで支払をしたAである。裏書人Bは、再度の手形権利の発生につい

ては何ら帰責事由はなく、再発生を防止しうべき地位にもなかったのであるから、取得者Dがいかに善意であったとしても、Bに責任を帰せしめることができない。なお、DがAに手形債務の再発生を主張できるためには、Dが支払済である事実を知らずかつ知らなかったことにつき重過失がなかったことを要する。交付欠缺の場合に署名者は、悪意・重過失のなかった取得者に対し手形債務の負担を免れないと解されるのと同じである。<sup>87)</sup>

## 第二節 人的抗弁

### 一 人的抗弁の理論構成

人的抗弁が特定の所持人に対してのみ対抗されうるのは、抗弁事由が特定の所持人に関する固有の事由であることとの当然の結果である。抗弁の事由が特定の所持人に属人的なので、抗弁も、その特定の所持人にもみ対抗しうるのである。<sup>88)</sup>

なお、前述したように、人的抗弁は、特定のまたはすべての手形債務者が特定の手形債権者に対してのみ対抗できる抗弁である。

### 二 人的抗弁の種類（本来的抗弁）

(一) 人的抗弁の中心は、特定の手形債務者と特定の手形債権者との間の実質的關係（原因關係）に基づいて生じ

る抗弁である。これは、中国手形法第一三条の規定する「人的關係に基づく抗弁」に当たるものである。この種の人的抗弁を構成する抗弁事由の主要なものを列挙すると、つぎのようなものが含まれる。

(イ) 原因關係の瑕疵に基づく抗弁

原因關係が不法・違法であるとの抗弁（原因關係の法令違反・公序良俗違反に基づく抗弁である。原因債務が賭博に基づく債務であるとか、利息制限法違反の高利の貸借であるとか、あるいは、食品衛生法によって禁止された有害物質を使用した商品の売買契約であるため無効であるとかの抗弁がそうである）。原因關係の無効、取消の抗弁（手形行為の原因關係が無効であったり、取消しうべき行為であった場合には、直接の相手方に対して、原因契約の無効・取消を抗弁しうる）。原因關係の不存在・消滅の抗弁（最初から原因關係が存在しない場合、原因關係に要素の錯誤などがあつて消滅したことなどの抗弁がこれに属する）。原因關係の不履行の抗弁（手形債務者は、自己と直接債權債務關係を有する所持人とその債務不履行をもつて抗弁することができる）。

(ロ) 特約に基づく抗弁（手形授受の原因關係そのものには瑕疵がないが、当事者間の特約ないし条件に違反していることを抗弁とする場合である。融通契約における特約〔前述（四章一節の四）参照〕、譲渡禁止の特約（中手二七条、八一条、九四条）、白地の不当補充、見せ手形契約、支払猶予の特約などである）。

(ハ) すべての手形債務者が特定の手形債權者に対して對抗できる人的抗弁に属するものを次に挙げよう（所持人が盗人あるいは詐欺による取得で取消され無權利者である場合、無權利の抗弁となるが、この抗弁は項を改めて後述する）。

所持人が破産者であるという抗弁（所持人が赤字続きであつて、重大な欠損により期限に債務を弁済する能力がないときは、債權者の申請により人民法院は所持人に対する破産を宣告することができる。手形金を實質的に受領

する資格のない所持人により請求を受けたすべての手形債務者は、弁済受領能力欠缺の抗弁を主張しうる。所持人の手形債権が差し押さえられているとの抗弁（所持人の違法行為により手形債権が人民法院に差し押さえられている場合、すべての手形債務者は手形金の受領資格がない所持人に対して抗弁の対抗ができる）。

### 第三節 小括

以上、中国手形法をめぐる物的抗弁と人的抗弁についての内容を順に検討した。中国では、手形抗弁は一般に、制限されうる人的抗弁と制限されない物的抗弁とに分けられる。しかし問題は、いかなる抗弁が物的抗弁に属し、いかなる抗弁が人的抗弁に属するかということであるが、中国手形法第一三条は、手形により請求を受けた者は、自己と振出人との間あるいは自己と所持人の前者との間の抗弁事由をもって、手形所持人に対抗することはできないと定めるのみである。しかし、いかなるものが前者に対する人的関係に基づく抗弁であるかについては、定めるところがない。そして、この二つの抗弁の区分は、理論によって決するほかはない。すなわち、抗弁制限の趣旨を踏まえて、手形流通の強化の理念に基づく取得者の利益の保護と、手形債務者の利益保護とを比較衡量して、個々の抗弁について、それが、人的抗弁であるか、物的抗弁であるかを決定していくよりほかはない。

注

(86) 鄭孟状・前掲注(24)一一六頁。趙新華・前掲注(33)一三六頁。姜業清ほか・前掲注(63)三面。

(87) 陳叔〓謝国海「票拠瑕疵及有関法律責任」現代法学五号（一九九六年）九五頁。梁英武「中華人民共和國票拠法（釈論）」

- 三八頁（立信會計出版社、一九九五年）。楊華柏・前掲注(59)四九頁。王連洲ほか・前掲注(23)四〇頁。
- (88) 以下の記述については、潘阿憲・前掲注(76)一七二、一七五頁より参照。
- (89) 王家福Ⅱ乾昭三Ⅱ甲斐道太郎編著『現代中国民法論』三六頁（法律文化社、一九九一年）。
- (90) 大隅Ⅱ河本・前掲注(36)四五八頁。鈴木Ⅱ前田・前掲注(69)三三五頁。
- (91) 栗津光世「中国手形小切手法の制定」国際商事法務二四卷二号（一九九六年）一六六、一六八頁。
- (92) 以下は、潘阿憲・前掲注(76)一七五頁より参照。
- (93) 周正慶「關於〈中華人民共和國票法（草案）〉的說明」・國務院法制局財政金融法規司「中華人民共和國票法（講解）」二八二〜二八三頁（法律出版社、一九九五年）。詳しくは潘阿憲・前掲注(76)一七二頁以下参照。
- (94) 趙威・前掲注(2)一五九頁。
- (95) 河本・前掲注(3)一九二頁。竹田・前掲注(37)一四六頁。
- (96) 趙威・前掲注(2)一五九頁。
- (97) 田邊（光）・前掲注(6)一九一頁。
- (98) 高窪・前掲注(7)三三八頁。

## 第六章 日本における特殊の抗弁論

無権利の抗弁、有効性の抗弁は、従来は人的抗弁の概念に入る抗弁として分類されてきた。しかし、その性質上、前者の抗弁が引き継がれるか否かという問題が起らない抗弁という意味で、ここでは、手形法第一七条の予定する



本来的人的抗弁を区別すべきと解し、特殊の抗弁と位置づける。<sup>(1)</sup>

## 第一節 無権利の抗弁

### 1 無権利の抗弁の意義

所持人が形式的には権利者の形式資格を有していても、実質的には権利者でない場合には、すべての債務者が特定の者（無権利者）に対して支払いを拒否できる。この抗弁を「無権利の抗弁」という。對抗されうる手形所持人が特定人に限られるところから、これをも人的抗弁の部類に属せしめるのが通説である。手形所持人が無権利者であるとされる事由は様々であり、窃取、横領、拾得によって手形を所持する者はもちろん、行為能力の制限を理由とする手形行為の取消、錯誤による無効、詐欺・強迫による取消、その他商法二六五条違反の場合などにおける当該取引の直接の相手方たる手形所持人は、無権利者である。さらに、これらの無権利者より悪意・重過失によって手形を取得した者も同様に無権利者であると一般的に解される。そのほか、①所持人に支払受領資格が欠ける場合、②手形上で最終の所持人とされている被裏書人と所持人との同一性が欠ける場合における当該取引の直接の相手方たる手形所持人も無権利者であるとの見解がある。しかし、資格が欠けることが無権利と同じではない場合もある。たとえば、破産者は資格がないが無権利者ではない。また、手形債権を指名債権譲渡の方法で譲り受けた者は、被裏書人名と所持人との同一性が欠けるが、無権利者でもない。したがって、①や②の場合に、直ちに、無権利の抗弁を主張できるわけではないので、この見解は妥当とは思わない。

## 2 無権利の抗弁と物的抗弁・人的抗弁との関係

(1) まず物的抗弁との関係であるが、手形上の記載に基づく事由または手形債務の成立を否定する事由を主張する抗弁(物的抗弁)は、所持人の善意・悪意を問わず、手形債務者からすべての手形所持人に対して對抗することができる。このうち手形上の記載に基づく抗弁、たとえば有害の記載事項のあることの抗弁、無担保文句の記載のあることの抗弁、裏書禁止手形の抗弁等は手形の外觀から知ることができるので、これらの對抗を物的抗弁としても取引の安全を害することはない。それゆえこれらの事由はすべての被請求者からすべての手形所持人に対して對抗される。このような抗弁は、証券の記載に基づくものではない無権利の抗弁と異なる<sup>(5)</sup>。

物的抗弁のもう一つの類型、すなわち、偽造、変造、無権代理などのように、手形債務の有効な成立を否定する事由を主張する抗弁は、手形の記載から分らないから手形取得者にとって不利であるが、手形債務者の利益を保護するためにはこれを物的抗弁と認めざるをえない。しかし、偽造、変造、無権代理などの場合に、手形債務者が有責的な権利外觀を惹起したときは、善意の手形取得者を保護するため偽造・変造の抗弁や無権代理の抗弁を人的抗弁とみ、手形債務者は、善意・重過失のない取得者に対して抗弁を主張しえない。それは、手形債務の有効性の抗弁である。そして、偽造、変造、無権代理などのような手形債務の有効な存在それ自体にかかわる抗弁である点で、手形上債務の有効な存在を前提として無権利の抗弁とは相違する。

(2) 次に人的抗弁との関係であるが、人的抗弁は手形法第一七条にいう「前者に対する人的関係に基づく抗弁」である。人的抗弁としての無権利の抗弁は、手形上の権利有効な存在を前提とする点において、手形法第一七条の「前者に対する人的関係に基づく抗弁」と共通する。しかし、無権利の抗弁は、前者に対する人的関係に基づく抗弁を引き継いだ結果でなく、その所持人自身の実質的地位に基づいて生じるものである。通常の人的抗弁が、特定のま

たはすべての手形債務者が特定の手形所持人に対してのみ主張できるのに対して、この抗弁は、すべての債務者から對抗される<sup>(6)</sup>。したがって、無権利の抗弁は、単に人的関係の当事者間でのみ對抗されるその他の人的抗弁と異なり、無権利者に対してすべての債務者が對抗できる点に特色がある。また、通常の人的抗弁については、特定の手形債務者が有する人的抗弁はその者だけしか主張できず、他の債務者はそれを援用できないという人的抗弁の個別性の原則があてはまるのに対して、無権利の抗弁は、すべての手形債務者が当該無権利者に対して直接的に有する抗弁であるため、人的抗弁の個別性の原則の働く余地はない<sup>(7)</sup>。

## 第二節 有効性の抗弁論

### 1 いわゆる新抗弁理論

對抗される人的抗弁のいかんによって、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁とに二分した場合、人的抗弁には多種多様なものが含まれるが、それらすべてを手形法第一七条で処理すべきかどうかは問題である。第一七条但書の「害することを知りて」の文言は、いかにゆるやかに解しようとしても、また同条の成立事情からみても明らかに重過失は問わない。手形債務の成否を争う種々の抗弁に関しては、普通の意義における悪意・重過失のない取得者であってはじめて保護に値するといわなければならない。たとえば、署名後未交付の間に盗難にあった手形の取得者を第一七条但書の害意がなかったとの理由で保護することは、合意違反の不当補充につき重過失があったとして取得者を保護しないことと比較すれば明らかに不衡平な取扱いとなる。あるいは、錯誤による手形の署名者の責任に関し、それを第一七条で律すれば、白地の不当補充の抗弁よりも軽減された要件で取得者が保護されることとなり、

逆に、錯誤に陥った者が、危険な白地手形を交付した者以上に広く責任を負わされる可能性があり、これもまた不衡平な取扱いとなる。そこで、第一七条で律せられるべき人的抗弁は、手形債務者が、有効に手形債務を負担していることを何ら争わず、ただ相手方の権利行使を抑制するにすぎないという性質のものに限定するのが妥当であり、それが同条の立法趣旨にも沿うものと考ええる。そして、他方、手形債務の有効な成立そのものに関する種々の事由は、第一六条二項および第一〇条によって不利益を強いられる者と同じ前提、つまり、所持人が悪意・重過失のない取得者であった時に初めてその主張が封じられてもやむをえないと解すべきである。手形債務の有効性が問題となる事由には種々のものがある。<sup>(8)</sup>

手形債務の有効性に関する抗弁は物的抗弁に属するものが多い。偽造・変造・無権代理・行為能力制限・偽造と同視せられるべき絶対的強迫などは物的抗弁である。これらの場合には、被請求者が何ら有責的態様において権利外観を作出したのではない点に共通点があり、したがって逆に、偽造・変造・無権代理の場合には、被請求者が有責的に権利外観を惹起した場合にはその責任を免れないものといわなければならない。以上のような諸事由以外のもので、しかも、手形債務の成否に関するものが人的抗弁事由となる。広く交付契約の瑕疵・欠缺をめぐる事由がこれに属する。

上述のような場合に、被請求者に帰責原因があると認められる場合には、悪意・重過失なく有効に手形債務が成立しているものと信じて取得した者に対しては、被請求者は権利外観理論に基づき手形上の責任があると解すべきである。この類型の抗弁を有効性の抗弁という。この有効性の抗弁を認める説は新抗弁理論と呼ばれている。

日本では、権利外観理論を前提としたうえで、手形抗弁中にその一類型として「手形債務の有効性に関する抗弁」を認めて、統一的に取扱われることを主張する新抗弁論が近時有力になっている。<sup>(9)</sup> これによると交付欠缺の抗弁、

支払の抗弁、相殺の抗弁などは、手形債務の存在・消滅にかかわる抗弁として、手形債務の有効性に関する抗弁に属する人的抗弁であつて、それらは手形法第一七条の適用により制限される「人的関係に基づく抗弁」と対比されて、手形法第一六条二項もしくは同法第一〇条の類推適用によつて、制限される抗弁であるとする<sup>10)</sup>。

## 2 有効性の抗弁論の意義

有効性の抗弁の概念を認めるべき理由としては、理論的理由と実質的理由がある。手形法第一七条の予定する人的抗弁は、通説の債権譲渡説によると、手形上の権利とともに引き継がれるものであるのに対して、有効性の抗弁は継承されるものではなく本来被請求者がすべての所持人に対して主張できるはずの抗弁であるが、流通保護の要請から悪意・重過失のない所持人には対抗できないとされたもので、まず、法的性質が全く異なるということのほか、第一七条の場合の所持人保護の要件は「債務者を害することを知らない」ことであり、したがつて、重過失は許されるのに対して、有効性の抗弁のケースでは、重過失があれば保護されない。このように、法的性質も、保護の要件も異なる事由を同じ概念で包含するということが常識に反する考えといわざるをえない。有効性の抗弁を認める実質的理由としても、通説の契約説をとる限り、交付欠缺の抗弁の説明に必要であるし、偽造、無権代理の抗弁も、民法の表見代理の規定をそのまま適用するのではなく、これを手形法的に修正して、悪意・重過失のない取得者を保護すべきと解している<sup>11)</sup>ので、やはり必要である。

有効性の抗弁については、従来、手形債務の有効な成立を争うものであるゆえに物的抗弁とされたものについて、個別的に権利外観理論の適用を提案するものも現れていたが、これを一般的に権利外観理論の適用によつて排除可能であると主張した点において、手形抗弁理論を一步前進させたものといえる。この点に新抗弁理論の中心的意義が認められる。この場合、新抗弁理論が、有効性の抗弁を人的抗弁の一種と見てこれに包摂する立場をとらず、例

外なく人的抗弁とは別種の抗弁として捉えている点は、正当な認識に基づくものであって、手形抗弁理論の正しい発展の方向を示すものと認められる。<sup>44)</sup>

### 第三節 小括

これまで、日本における無権利の抗弁、有効性の抗弁をみてきたが、中国においては、これらの抗弁をめぐる議論がまだ行われていない。しかし、中国においても、日本同様無権利の抗弁、有効性の抗弁のような問題の発生が現実のものとなっていることは疑いない。これらの抗弁問題に対して、どのように解決するのが、現在重要な課題となっている。上に採りあげた日本の手形理論は、整備途中の中国手形法の抗弁制度にとって重要な参考価値をもつものと考ええる。そこで、本節では、中国における無権利の抗弁、有効性の抗弁の発生を分析し、手形法學理論による対処の可能性を検討する。

1 無権利の抗弁は、所持人が権利者でないとの抗弁である。この抗弁は、他の人的抗弁のように当該の人的関係の当事者である手形債務者からのみ主張されるものではなくて、すべての手形債務者から当該の所持人に対して対抗できる点で、個別性のない特殊な人的抗弁である。

すでにみてきたように、日本では、無権利の抗弁の詳細な議論が展開されている。しかし、無権利抗弁の法的根拠はどこに求められるべきであろうか。この点については日本法には規定がないが、無権利の抗弁は法の一般理論によって基礎づけられる。すなわち、「無権利者は手形金を請求できない」のは法の一般理論から当然で、これとであるから、条文がなくても当然ではないかと解されている。それに対して、中国では、無権利の抗弁の直接的

な根拠は中国手形法第一二条に求めることができる。すなわち、中国手形法第一二条が実定法的根拠となる。詐欺、窃盗または脅迫等の不法手段により手形・小切手を取得した者、または詐欺、窃盗もしくは脅迫等の不法手段により手形を取得した者であることを知りながらこれを取得した者は、手形・小切手上的の権利を有しない（同条二項）。手形所持人は重大な過失により本法の規定に合致しない手形・小切手を取得した場合も、手形・小切手上的の権利を有しないとされているのである（同条二項）。第一二条の条文の文言からすれば、無権利の抗弁は、典型的には、手形の騙取者、盗人に対して主張されるが、正規の裏書の手続を踏んでも、無権利者から悪意または重過失で手形を取得した者にも主張される。言い換えれば、中国では、手形法第一二条により無権利の抗弁の問題を対処することは十分可能である。

2 近時、手形交付欠缺の抗弁、偽造・変造の抗弁、無権代理の抗弁等を総称して手形債務の有効性に関する抗弁をその他の抗弁から区別して、特別な法的考察（簡単にいえば、その性質は物的抗弁であるとしつつ、そのうちのあるものについては抗弁制限の効果を賦与すること）を試みようとする見解が日本において有力となりつつある。<sup>(4)</sup>

(1) 中国手形法第二〇条は「振出とは、振出人が証券を作成し、受取人に交付する手形行為をいう」と定めている。第二〇条の規定によれば、振出人が手形要件を記載しかつ署名をした時点では、手形債務はまだ完成しておらず、手形が受取人に任意交付された時点で手形関係が成立する。したがって、振出行為に関しては、中国手形法第二〇条の規定は発行説と同じの立場をとっている。この発行説に立つかぎり、この交付欠缺はつねに物的抗弁となる。このままの結論を認めることは手形取引の安全確保のためにはきわめて不十分である。これを一貫することはできない。

日本では、現在、契約説の基本にたちつつ、交付欠缺の場合にも、権利外観法理で署名者の責任を基礎づけよう

とする見解が有力に主張されているが、中国でも、手形流通性助長および取引上の要請から、任意交付がなされなかった場合にも、発行説を基礎とし、これに権利外観法理を結合せしめることによって署名者の責任を認めようとする立場をとるべきであると考ええる。すなわち、交付を欠くために手形債務負担の法律行為的效果が発生しない場合にも、手形取引の安全確保のために、署名者に帰責事由があった場合、署名者は、有効に手形債務が成立しているものと信じて取得した者に対しては、権利外観法理に基づき手形上の責任を負担しなければならないと解すべきである。そして、結果的には、この交付欠缺の抗弁は、本来的物的抗弁とされるが、善意の取得者に対しては制限されるべきものとして人的抗弁とされることになる。

(2) 手形債務の有効性の抗弁の立場からすれば、偽造・変造、無権代理の抗弁も中国の民法通則第六六条と契約法第四九条との表見代理の規定「前述（五章一節の二）参照」をそのまま適用するではなく、交付欠缺の抗弁と同様に有効性の抗弁に属する人的抗弁とされる。それを取り扱う方法は以下の通りである。

偽造・変造の抗弁の場合には、被偽造者や被変造者は、原則として偽造・変造という事由を物的抗弁として主張できるが、例外的に、偽造・変造に原因を与えたと認められる場合には、悪意・重過失のない取得者に対しては、外観理論に基づき手形の文言通りの責任を免れないと解すべきである。表見代理が成立するような事情（本人の帰責事由）がある場合には、無権代理人による手形行為につき本人は、外観理論により責任を免れないと解する。すなわち、外観理論の適用により、以上の諸場合は、手形債務不成立の抗弁を主張できないことになる。

## 注

- (1) 後藤紀一『要論手形小切手法』九五頁（信山社、第二版、一九九八年）。



- (2) 河本一郎編『手形法・小切手法小辞典』三〇四頁（中央経済出版社、一九七四年）。
- (3) 田邊光政『最新手形法小切手法』一五六頁（中央経済社、三訂版、一九九四年）。河本・前掲注(2)三〇四頁。
- (4) 川村正幸「善意取得と抗弁・制限の關係―無権利の抗弁」別冊法学セミナー法学ガイド一四商法(三)二二一頁。
- (5) 庄子良男『手形抗弁論』八四頁（信山社、一九九八年）。
- (6) 後藤・前掲注(1)一〇二頁。
- (7) 川村正幸『手形・小切手法』二二〇頁（新世社、一九九六年）。
- (8) 田邊光政『手形流通の法解釈』一六二頁（晃洋書房、一九七六年）。
- (9) 田邊光政「手形債務の存在に對する人的抗弁」民商法雜誌六七卷二号一八八頁。上田宏「手形所持人の前者の裏書と人的抗弁」判例タイムズ二七四号（一九七二年）六頁。木内宜彦「手形の原因關係と手形抗弁」法学新報八〇卷一、二号（一九七三年）五四頁。庄子・前掲注(5)一六三頁。
- (10) 川村・前掲注(7)二一八頁。
- (11) 後藤・前掲注(1)一〇四頁。
- (12) 庄子・前掲注(5)一六三頁。
- (13) 木内宜彦「手形債務の有効性抗弁」法学新報八五卷二号（一九八一年）八五頁。

## 第七章 結びに代えて

## 第一節 中国法への示唆

## 一 中国における手形抗弁理論の現状

中華人民共和国は一九四九年に成立して以来三〇年近くにわたって、旧ソ連で今世紀三〇年代ないし五〇年代に形成され高度に集権化された半商品経済的な内容をもつ経済モデルを実施してきた。銀行決済制度は高度集中型の指令性計画経済体制の条件下で定められたもので、集団、私営経済を制限し、行政の監督を過度に強調している。従って商品経済の要請に應ぜず、商品取引における大量の現金使用や企業相互間の商品代金の滞り、資金回転の鈍化などの問題が出ていた。

そこで、一九七八年に改革開放政策がうち出された。改革とは、計画経済体制から市場経済体制への転換を意味する。つまり、計画制度、企業管理制度の改革を通じて指令性計画を逐次縮小し、企業と個人の自由、市場における競争を認めることなどによって、経済を発展させようとすることを意味する<sup>(1)</sup>。このような市場経済の発展にともない、その経済活動を規律する法に対する要求が高まり、またこのことが中国の手形法制度を発展させる契機となった。このような要求に應えて、一九八八年一二月中国人民銀行は「銀行決済規則」を公布し、銀行決済制度の全面的な改革に踏み切った。この規則は形式的には銀行の業務規則であるが、実質的には中国全土に適用される初めての手形・小切手に関する行政法規であった。この規則によって、手形・小切手を中心とした銀行決済制度が確立

されるにいたった<sup>(2)</sup>。しかし、この決済規則は、銀行部門のみに適用される行政法規であり、一般的な効果をもたないものであった。そのため、一九九五年五月中国手形小切手法が制定され、一九九六年一月一日から施行された。

上の手形法律体系の形成過程の流れに見てきたように、中国において本格的な手形・小切手制度の存在自体が五年程度の歴史しかなく、世界的にみればまだ新しい手形法制度といえる。手形理論が十分発達していなかった段階で作られた手形法においては、いまだ多くの問題が存在している。たとえば、中国手形法第一〇条は、手形当事者が手形行為をなすにあたって、公平と信義誠実を守り、かつ、当事者の間に商取引関係と債権債務関係が存在していなければならないと規定するが、これは手形上の法律関係の内容にその原因関係を混入させる現象を招いている。このような規定は、諸外国の手形法にはみられない。また、一覽払の為替手形および約束手形の流通期間を極度に短縮したり、約束手形の振出人の資格を銀行に限定するとの制約が課されている（第五三条、第七九条、第七三條）。手形金額の重複記載や利得償還請求権、遡求、手形の保証などに関する個々の規定においても、不備な点が多く見受けられる<sup>(3)</sup>。

さらに、本稿の研究主題である中国手形法第一三條に目を向けると、同条但書の悪意抗弁の要件については、抗弁の存在を知るだけで十分としており、日本の旧手形法時代の判例・通説と同じ立場をとっており、現在日本の通説とは異なっている。本条の内容は、古くて簡単すぎるといえる。このような条項を設けたのは、中国の手形制度の歴史が浅く、法整備も初期段階にすぎず、法律理論の面でも十分な研究がなされていないからであると推測される。こうした現状のもとでは、手形の理論研究とくに手形抗弁の論争に深く立ち入ることはできない。したがって、今この条文は明らかに過渡期的な性格を有するものであり、将来客観的条件（法理論の確立）が成熟したら本条を改正すべきだと考えられる。こうした現状を考えれば、中国の手形抗弁の理論を一層発展・充実させるため、日本な

ど先進国の先進的手形抗弁の理論の研究が極めて重要な意味をもつことはいまでもないことである。

## 二 日本における議論からの示唆

本稿では、相当の部分を日本の手形抗弁の理論の考察に費してきた。ここでは、これまで検討した日本における手形抗弁議論が中国法に何を示唆しているかについて、次のようにまとめておきたい。

1 前述のように、中国手形法第一〇条の文言を素直に読めば、手形の振出、取得および譲渡は、真実の取引関係と債権債務を有しなければならぬことになる。中国手形法第一〇条は、商業信用の膨張を防ぎ、商取引の裏付けのない融通手形の存在を法律上排除するために、原因関係と手形関係を切断することなく、同一の規定として設けたものであるが、このような規定を認めたのでは、手形の原因関係も手形行為の有効要件になってしまふ、という矛盾を生ずる。しかも、その条文も、手形の有因性に基づいて構成されているようにも読めなくもない。このような条文は、理論実務双方の混乱を招くおそれがある。

日本では、多くの学者は、融通手形は不健全な手形であつて弊害が多いとの認識で一致している<sup>(4)</sup>。しかし、融通手形の弊害が多いからといって、それを強制的に禁止する必要はない。日本手形法においても融通手形が認められないのではない。融通手形の問題の対策としては、一方で、各金融機関は融通手形を割引くことのないように厳重に警戒している。他方では、融通手形への法的対処方法を融通手形の抗弁理論に求めている。この二つの方法をもつて融通手形の困難な問題は容易に解決される。日本の柔軟な対策が中国の手形法第一〇条に与える示唆は大きいと思う。中国手形法第一〇条は、融通手形を法律上排除するために、手形の無因性の基本理論を否定してしまつ

ているようにも読める。これを避けようとするれば、第一〇条の有因的な部分を廃棄し、融通手形により生じた問題は、融通手形抗弁理論に従って解決するほかない。その意味では、融通手形抗弁の理論を導入すべきである。

2 中国では、悪意の抗弁が成立するためには、取得者のその前者に対する人的抗弁の存在を認識することで足りるとするのが、学説上定説になっているが、最近、少数説は手形取得者が抗弁の存在を認識して取得するだけでは十分とっておらず、債務者の利益が害されることを知っていたことを要する見解が有力である。この少数説の見解は、形式的には日本などの多数国の通説と近づいている。しかし、この説は、中国手形法第一三条の「悪意」の意義を理論的に説明しておらず、また、抗弁の成立の仕方の多様性及び抗弁事由の多様性に対してどう対応するのか、を論究していない。したがって、これをさらに発展・充実させるためには、河本フォーミュラーのような、示唆に富みかつ抗弁事由の多様性に適応し、各場合に妥当な結果をもたらす明確な一般基準を必要とする。

3 日本では、手形抗弁は、對抗しうる人的範囲に着目して、人的抗弁と物的抗弁とに、二つに大別される（通説）。所持人が誰であれ全てに對抗しうる性質を有するものが物的抗弁とされ、また抗弁が對抗される手形所持人が特定人に限られる者はすべて人的抗弁とされる。さらに前述したように、従来の二分説で必ずしも充分ではないため、最近ではすべての抗弁を人的抗弁と物的抗弁に分けるだけでは不適当であるとの見解がある。この見解によれば、手形抗弁を三種に分類して理解するのが妥当である。すなわち、物的抗弁、手形法第一七条によるべき人的抗弁および同条の適用をうけない人的抗弁の三分類である。<sup>(5)</sup> 本稿もこの見解を正当とする。手形抗弁を三種に分類する考え方は、中国の手形法学にとって斬新なものといえる。中国に対してこの見解が与える示唆として、次のように要約できるであろう。

前述したように、中国における手形抗弁の分類方法としては、人的抗弁と物的抗弁に分ける方法が、現在一般に

とられている(通説)。しかし、このように分類した場合、人的抗弁に非常に広範囲のものが含まれる。たとえば、所持人が無権利者であるとの抗弁、交付契約の欠缺の抗弁、さらに弁済により消滅したとの抗弁も人的抗弁に属する。これら多種かつ多様な人的抗弁をいわゆる悪意の存否のみで抗弁制限の有無を決する中国手形法第一三条で律することは、明らかに不当な結果を生ぜしめる。したがって、中国でも、手形抗弁を三種に分類して理解することが必要である。すなわち、物的抗弁、中国手形法第一三条によるべき人的抗弁および同条の適用を受けない人的抗弁の三分類である。そして、手形交付欠缺の抗弁、意思表示の瑕疵に関する抗弁、無権代理の抗弁など抗弁をその他の抗弁から区別し、特別な法的考察を試みようとするのである。

## 第二節 今後の課題

冒頭に掲げたように、中国の実務においては、抗弁権利の濫用事件が少なくない。支払を勝手に拒絶し、手形を任意に返還するケースが多発している根本的な原因は、長年にわたって手形法がなかったため、決済制度の整備が立ち遅れている点に求められると考えられる。日本であれば、企業は手形を不渡りにすれば、銀行取引停止となつて倒産に追い込まれる。中国の場合はいうと、手形債務者が債務不履行のままでも、倒産せずに経営を続けることができる。この点も中国において抗弁権利の濫用が横行している原因と考えられる。一九九五年に中国最初の手形立法として公布された「手形法」は従来の法整備上の不備を補い、本格的な手形制度を確立した。これにより、これまで数多くの抗弁権利の濫用問題の解決への法的需要をとりあえず満足させることができる。しかし、同法の制定が真に成果を収めるためには、まず何よりも、手形抗弁に関する法体系をさらに整備し、手形抗弁理論をさら

に充実させ、手形法の施行、普及を確立することが緊急かつ重要な課題であると思われる。

近時、支払人（引受銀行）が、商取引の裏付けがない銀行引受済商業為替手形の所持人に対して抗弁を主張できるか否かについて、中国の学説上さかんに議論されている。<sup>(6)</sup> 一方では、商取引の裏付けのない為替手形は無効であり、支払人は手形の無効を抗弁しようと主張する見解がある。これに対して反対の意見は、原因関係と手形関係とは、二個の独立した法律関係であり、原因関係に属する商取引関係の無効・解除・不存在などの事由は手形行為の効力を左右しないと強調する。したがって、この立場からは、支払人は商取引の裏付けのないことを抗弁しえないことになる。

この種の抗弁が登場するきっかけとなったのは、中国手形法第一〇条の問題を対象する議論の展開である。しかし、上記の二つの見解の判断については手形の無因論を含めた手形理論にまで遡った検討が必要であり、今後の研究に譲らざるをえない。

注

- (1) 孫曉屏「中国の担保法について」山梨学院大学法学論集四一号（一九九九年）三四二頁。
- (2) 潘阿憲「中国における手形・小切手立法と新手形法（上）」国際商事法務二四卷一号（一九九六年）四六頁。
- (3) 潘阿憲「中国における手形・小切手立法と新手形法（下）」国際商事法務二四卷三号（一九九六年）三〇八頁。
- (4) 河本一郎「田邊光政『約束手形法入門』四九頁（有斐閣、第五版、一九九七年）。田邊光政「融通手形・前渡金手形と悪意の抗弁」高窪利一編『法学ガイド14商法』二一五頁（日本評論社、一九八八年）。
- (5) 田邊光政「手形債務の存在に対する人的抗弁」民商法雑誌六七卷二号（一九七二年）一四、四八頁。

(6) 王建林「票摺抗弁の保護及制限」法制与經濟三号（一九九七年）六二頁。範旭兵「試論票摺的抗弁」学海五号（一九九七年）

五一頁。錢衛清ほか「票摺抗弁權的確認」法学二号（一九九六年）三〇頁。